



2018年5月

会員各位

米国のイランへの制裁の再発動 - 2018年5月

1914年5月8日付の大統領覚書で、アメリカのトランプ大統領は米国がイランの核問題に関する包括的共同作業計画(JCPOA)から離脱することを決定したことを表明しました。離脱の決定と、JCPOAを実施するために解除されていた米国の核関連の制裁を再開することの決定は、イランとの貿易・海運およびそれに対して付保される保険に多大な影響を及ぼす可能性があります。

米国がJCPOA上の権利を放棄したことで行われる活動については、5月8日に発行された米国財務省のFAQ(以下のリンクからアクセスできる)に記載されたいわゆる事業の段階的な縮小・撤退(「wind-down」)条項の枠内に収まるものであれば、引き続き適法に行えるようです。

https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Documents/jcpoa_winddown_faqs.pdf

そのような縮小・撤退活動は、(それが2018年5月8日以前に開始したイランとの取引に関わるものである限り)8月6日までまたは11月4日までの猶予期間中は行える可能性があります。

米国の立ち位置は、JCPOAが発効し、米国の核関連の制裁が緩和された2016年1月16日以前の状態に戻りました。イランとの取引を考えている会員におかれては、専門的な法的助言を受け、さらに当協会と相談することをお勧めします。それは特に、保険を提供することで米国の制裁を受けるリスクがあることから、P&I保険を利用することができない恐れがあるからです。

国際P&Iグループは米国外国資産管理局(OFAC)と直接コンタクトを取り、5月8日の決定に関する次の点を含む諸点について確認しました。

- 猶予期間中の、5月8日以前に締結した契約上の義務の継続性について。
- 各5月8日と11月4日の猶予期間終了後にイランと行える貿易。
- 特定国籍業者(SDN)を伴わない許可された航行について、P&I保険の保障は2018年11月4日以降も及ぶか。
- 米国内に所在する保険会社および再保険会社の米国以外の子会社に適用される一般許可H(General Licence H)に絡んだ縮小・撤退について。

L.315

Steamship Mutual Underwriting Association Limited

英国健全性規制機構の認可を受け、金融行為監督機構および健全性規制機構の規制に服しています。
(イングランド・ウェールズにおいて登録 - 登録番号第105461号。健全性規制機構および金融行為監督機構の登録番号第202548号)

管理会社 : Steamship P&I Management LLP (SPIM)

SPIMは、金融行為監督機構から認可および規制を受ける Steamship Insurance Management Services Limited から指名された代表者です。

(イングランド・ウェールズにおいて登録 - 登録番号第 OC376859 号。金融行為監督機構の登録番号第 597046 号) Aquatical House 39 Bell Lane London E1 7LU
電話番号 : +44 20 7247 5490 ウェブサイト :

残りのJCPOA締約国はJCPOAを引き続き支援することについて再確認したため、当グループは、米国の決定が各クラブとその再保険会社に対して及ぼす影響につき英国財務省とEU対外行動局（米国の決定に対して欧州連合が何らかの措置を取ることも視野に入れて）とも協調しています。

JCPOAの他の締約国（英国、ドイツ、フランス、中国、ロシア）がJCPOAを支持していること、イランの反応が不透明であること、そして米国が追加の制裁をちらつかせていることから、短期的には情勢がより複雑化する恐れがあります。

90日間の猶予期間に関する活動

2018年8月6日より、イランとの直接的または間接的な、黒鉛、原材料や半製品の金属（アルミ、鉄鋼、石炭や産業用プロセス向けソフトウェア等）の販売、供給または譲渡（再販売、再譲渡およびその他の方法で供給することを含む）は、次の場合は制裁対象になりえます。

- それが、イランのエネルギー、船舶もしくは造船産業、またはイランのイスラム革命防衛隊が直接的もしくは間接的に支配するイラン経済のあらゆる産業に関連して使用される場合。
- それが、SDNリスト上のイラン人へまたはそのようなイラン人から売却、供給または譲渡される場合（制裁措置の対象とされていないイランの金融機関を除く）。
- それが、イランの核・軍事・大陸間弾道ミサイル計画に関連して使用される場合。

また、2018年8月6日以降、以下の活動が米国の二次制裁の対象となります。

- イランによる金や貴金属の取引。
- イランの通貨リアル（元）の売買に関連した大口取引や、イラン国外での大口のリアル建ての資金または口座の維持。
- イラン国債の購入、申込またはその販売促進。
- イランの自動車産業。

180日間の猶予期間に関する活動

2018年11月4日以降、次の分野・対象者に対して米国の制裁措置が再発動されます。

- イランのエネルギー産業。
- イランの港湾物流業。
- イランの海運業および造船業（Islamic Republic of Iran Shipping Lines (IRISL)、South Shipping Lineおよびそれらの関連会社を含む）。
- とりわけ、National Iranian Oil Company (NIOC)、Naftiran Intertrade Company (NICO)、National Iranian Tanker Company (NITC)との石油関連の取引（イランからの石油、石油製品や石油化学製品の購入を含む）。
- 引受、保険または再保険サービスの提供。

Steamship Mutual Underwriting Association Limited

英国健全性規制機構の認可を受け、金融行為監督機構および健全性規制機構の規制に服しています。
 （イングランド・ウェールズにおいて登録 - 登録番号第105461号。健全性規制機構および金融行為監督機構の登録番号第202548号）

管理会社：Steamship P&I Management LLP (SPIM)

SPIMは、金融行為監督機構から認可および規制を受ける Steamship Insurance Management Services Limited から指名された代表者です。

（イングランド・ウェールズにおいて登録 - 登録番号第 OC376859 号。金融行為監督機構の登録番号第 597046 号） Aquatical House 39 Bell Lane London E1 7LU
 電話番号：+44 20 7247 5490 ウェブサイト：

- 海外金融機関による、イラン中央銀行、および米国国防権限法 (NDAA) の第1245条に基づき指定されたその他の国の金融機関との取引。
- イラン中央銀行およびイランのその他の金融機関への専門的金融メッセージサービスの提供。

米国財務省のFAQによると、これらの活動を行う者は誰しも、制裁または強制執行の煽りを被るのを避けるため、猶予期間が終了するまでに同活動を縮小するのに必要となる措置を取るべきだということです。

縮小・撤退条項では、2018年5月8日以前に開始したイランとの取引を段階的に縮小・撤退することを後押ししていますが、現在のところは何が「段階的な縮小・撤退 (wind-down)」活動にあたるのか、明確になっていません。

OFACのFAQの項目2.2では、2018年5月8日以降、該当する猶予期間内に締結した取引であればイラン関連の新規の取引であっても当事者は遂行することができるかとの問いに答えています。FAQの項目2.2の内容は必ずしも明確とはいえませんが、OFACの非公式な議論では、それが該当する猶予期間内に行われたものである場合、5月8日以降に行った制裁対象の活動についても罰則が適用される可能性があることが示唆されました。

また、米国は、猶予期間後、JCPOAに基づき行われた制裁緩和に関連して発行された一般許可 (General License) と特別許可 (Specific License) を取り消すことを計画しています (一般許可Hを含む)。そのような許可は、米国所有の外国企業または米国企業が支配する外国企業に対して、イランが関係する特定の活動 (例えば、保険や再保険) を行うことを認めたものでした。

イラン港への寄港

現時点では、2018年8月6日または11月4日を期限とする猶予期間中に、5月8日以前に締結された契約に基づきイラン港へ寄港する際にイランの港湾管理会社との間でルーチン業務を行うことは可能かについての問いに対して、米国の当局から明確な指針が示されているわけではありません。国際P&Iグループは、OFACから明確な指示または指針が示されることを待ち望んでいます。

影響があるであろうケースに、イラン港が関係するクレームに担保を提供することが求められるケース、というのがあります。米国はイランの港湾管理会社に対する制裁を再発動することを窺っており、その制裁では、「イラン港で操業しているとされた者の代わりに、またはその者のために多大な金融、材料、技術その他の支援を行うか、その活動または取引を支援する商品やサービスを提供する」人は誰であれ、罰則の対象となる旨が謳われているためです。

制裁対象者

JCPOAを実施した2016年1月16日、何百という個人および団体が、OFACの特定国籍業者 (SDN) リストから除外されました。それらの者は、遅くとも2018年11月5日までには再度リストに記載される予定です。再度の記載後は、その大部分は二次制裁の対象となります。

Steamship Mutual Underwriting Association Limited

英国健全性規制機構の認可を受け、金融行為監督機構および健全性規制機構の規制に服しています。
(イングランド・ウェールズにおいて登録 - 登録番号第105461号。健全性規制機構および金融行為監督機構の登録番号第202548号)

管理会社 : Steamship P&I Management LLP (SPIM)

SPIM は、金融行為監督機構から認可および規制を受ける Steamship Insurance Management Services Limited から指名された代表者です。

(イングランド・ウェールズにおいて登録 - 登録番号第 OC376859 号。金融行為監督機構の登録番号第 597046 号) Aquatical House 39 Bell Lane London E1 7LU
電話番号 : +44 20 7247 5490 ウェブサイト :

将来的な措置

当グループは、米国の制裁の再発動と、それが船主の責任および当協会の保障に及ぼす影響は何かについてさらに明確にするため、これらの問題について米国およびEUの関係規制当局と引き続き協議を重ねていきます。その間、各会員におかれては、イランに関する活動がP&I保険の保障内容にどのような影響を及ぼすかについて当協会に直接助言を求め、また専門的な弁護士から法的助言を受けることを推奨します。

本回覧で触れた問題点について更に詳しく知りたい方は、米国を本拠地とするFreehill, Hogan & Mahar法律事務所([こちら](#))およびGibson Dunn法律事務([こちら](#))のサイトをご覧ください。.

国際P&Iグループの各クラブが、同様の回覧を発行しています。

敬具

Steamship Mutual Underwriting Association
Limited

Steamship Mutual Underwriting Association Limited

英国健全性規制機構の認可を受け、金融行為監督機構および健全性規制機構の規制に服しています。
(イングランド・ウェールズにおいて登録 - 登録番号第105461号。健全性規制機構および金融行為監督機構の登録番号第202548号)

管理会社 : Steamship P&I Management LLP (SPIM)

SPIM は、金融行為監督機構から認可および規制を受ける Steamship Insurance Management Services Limited から指名された代表者です。

(イングランド・ウェールズにおいて登録 - 登録番号第 OC376859 号。金融行為監督機構の登録番号第 597046 号) Aquatical House 39 Bell Lane London E1 7LU
電話番号 : +44 20 7247 5490 ウェブサイト :